

イギリスにおける GCSE 音楽の全国規準の変遷

松下友紀

(本講座大学院博士課程前期在学)

I. はじめに

1980年代までイギリス¹では、16歳で受験する資格試験が、生徒の学力に応じて2種類存在した。GCE・Oレベル（General Certificate of Education Ordinary Level）試験とCSE（Certificate of Secondary Education）試験である。

GCE試験は1951年に導入され、義務教育修了時に受験するOレベルと、その後、専門教育を経て受験するAレベル（Advanced Level）から構成されていた。GCE・Oレベルは同一年齢学力層の上位20%を対象としており、主としてモダンスクールに在籍する生徒を対象とするものであった。1965年、モダンスクールやテクニカルスクールに在籍する生徒の要求に合わせて、GCE・Oレベル対象生徒層に次ぐ40%学力層を対象とするCSE試験が導入された。CSE試験は各校を主体として行われた試験であり、その結果としてカリキュラムの多様性を生んだ²。その後、GCE・Oレベル試験とCSE試験によって同一年齢学力層の60%を対象とする2種類の試験制度が定着していったのである。

ここで、GCE・Oレベル音楽とCSE音楽について言及する。GCE音楽のシラバスの内容は和声、聴音、音楽史であった。他の試験科目と比較して受験者数は少なく、少数のエリートのための科目であった³。一方、CSE音楽では教師の関心と生徒のニーズに合わせて多様な音楽のカリキュラムが展開された。ここでは、電子音楽や即興演奏、ポピュラー音楽などが取り扱われるようになっていた⁴。

カリキュラム編成の複雑さなど、さまざまな問題を抱えていたこれら2種類の試験制度は統合され⁵、1986年に新しい資格試験制度として導入されたのがGCSE（General Certificate of Secondary Education）試験である。この資格試験の導入により、16歳年齢層のすべての生徒が試験対象となった。

GCSE試験のシラバスの作成、試験の管理・運営は5つの試験委員会によって行われている。評価については、試験委員会によってグレードが付与されるが、外部評価による筆記試験と併せて、日常の学習活動を各校の教員が評価する内部評価も行われ、総合して最終的な成績が決定される。

試験の管理・運営の法的枠組みとなるものが、GCSE試験規則などの法令と科目別に設けられている全国規準である。この全国規準の導入によって、地方分権と多様なカリキュラムが展開されてきたイギリスの中等教育に、初めて全国共通の目標、教授内容、評価が示されたことは、この国にとって大きな変化であった。GCSE音楽の制度がどのように整備されてきたのか、その過程を明らかにする上でこの法的枠組みである全国規準の変遷を明らかにしなければならない。これまで、GCSE音楽の全国規準に関しては、Spencer（1993）⁶や鈴木（1996）⁷が1985年の全国規準を検討し、塩原（2002）⁸や、LamontとMaton（2008）⁹が2000年改訂の全国規準について言及している程度であり、導入から現在にわたって全国規準の変遷を追ったものは見られない。本研究では、各試験委員会に共通の法的枠組みであるGCSE音楽の全国規準が制度としてどのように整備されてきたのかを、全国規準の変遷たどることによって明らかにすることを目的とする。

II. GCSE 音楽の全国規準の構成

全国規準は、改訂ごとに多少の変化は見られるが、「序」「目標」「評価対象」「科目の内容」「評価計画・評価技術」「グレードの記述」から構成されている。

「序」の項では、全国規準の性格、GCSE音楽の性格などが述べられている。1995年の改訂以降は、監

督機関の要求やナショナルカリキュラムの規定に従うべきことが加わった。

その後「目標」の項があり、次いで「評価対象」、「内容」の項が設けられている。評価対象¹⁰とは、「特定の科目の範囲内で、評価目的のために測定あるいは記録される技能や能力」¹¹と定義された。1995年のGCSE試験規則では、ナショナルカリキュラムに定められている科目については、その学習プログラムを反映するものであること¹²とされた。「内容」の項では、科目固有の知識・理解が定められ、これをもとに評価のための課題が設定される。したがって、GCSE音楽において習得すべき知識・理解、技能つまり評価内容については、「評価対象」の項および「内容」の項を見ることで明らかになる。

次に、「評価計画、評価技術」の項、「グレードの記述」の項が設けられている。「評価計画、評価技術」の項では、外部評価と内部評価の割合、評価の課題設定などの評価活動に関する規定、試験シラバスに記載すべき評価の情報に関する規定が記されている。「グレードの記述」の項は、評定に関する規定が記されている。GCSE試験の評定は、どの科目もA*（スター）¹³、A、B、C、D、E、F、Gの8段階のグレードで示される。グレードA*からグレードFまでが合格で、グレードGは不合格となる。1985年の全国規準ではグレードCとFの定義が、1995年以降はグレードA、C、Fの定義が記述されている。定義されていないグレードについては、定められているグレードの前後関係から判定される¹⁴。

Ⅲ. 導入から現在までのGCSE音楽の全国規準の概要

1. 1985年の全国規準

(1) 目標

- ①鑑賞力の訓練、技能と知識の習得に基づく直接的な経験を通じて、音楽に対する感受性を養うこと。
- ②（GCSE音楽のための授業よりも）以前に教室で始まった音楽活動を継続させ、発展させること。
- ③聴取、演奏および作曲という3つの音楽活動に参加することを通じて、音楽を鑑賞すること、楽しむことを刺激し、深めさせること。
- ④学校やコミュニティで行われる幅広い音楽活動に、志願者が参加できるように演奏技能を高めること。
- ⑤知的で芸術的な刺激を与えること。
- ⑥文化的、歴史的背景をふまえて、さまざまな音楽様式に対する知的、感覚的および批判的な反応を高めること。
- ⑦他のコミュニケーション手段を用いるよりも音楽を用いることで、考えや感情を容易に表出できるように、（考えや感情について）理解と表現を高めること。
- ⑧分析や創意工夫、調整といった、より一般的な性質についての学習効果を高め、その技能の習得を促すこと。
- ⑨さらなる学習や余暇の基礎として適切な知識の素地を提供し、理解を促し、技能を高めること。

(DfES, 2. Aims, *General Certificate of Secondary Education : National Criteria Music* HMSO, 1985, p.2より訳出)

この全国規準では9つの目標が掲げられている。聴取、演奏、および作曲という音楽活動の中で学習を行い、鑑賞力、技能、知識の習得に重点が置かれていることがわかる。そして、GCSE音楽のグレード取得のみが目的ではなく、GCSE音楽受験のための授業より以前の学習を土台とし、学校外さらには義務教育修了後においても音楽活動に携われるように、その基礎を身につけさせようとしていることがわかる。

(2) 評価対象

AO1：聴取

志願者に、次のことを要求すべきである。

- ①専門用語や非専門用語を用いて、音楽の構造的要素、表現的要素に反応すること。
- ②五線譜、適切な他の記譜法を用いて、音と記号の間の関係性に気づくこと。
- ③過去から現在までの音楽様式への意識と認識を示すこと。

AO2：演奏

あらかじめ準備した演奏

志願者に、以下の内容から2つを要求すべきである。

- ①個人で歌唱あるいは演奏すること。
- ②アンサンブルの中で歌唱あるいは演奏すること。
- ③アンサンブルの練習と指揮を行うこと。

初見演奏

志願者に、以下の内容から2つを要求すべきである。

- ④前に見たことがない音楽を演奏すること。
- ⑤聴覚的に示された音楽のフレーズを聴奏・聴唱すること。
- ⑥即興演奏

AO3：作曲

伝統的な表現形式や、現代の表現形式を用いて音楽を作曲すること、あるいは編曲することを志願者に要求すべきである。

(DfES, 3. Assessment Objectives, *General Certificate of Secondary Education : The National Criteria Music*, HMSO, 1985, pp.2-3 より訳出)

GCSE 音楽の評価対象は、聴取 (Listening)、演奏 (Performing)、作曲 (Composing) の3つで構成されている。それぞれの評価対象の下位項目が多く、選択ではあるけれども、ソロとアンサンブルに加え、アンサンブルの練習と指揮、初見視奏・視唱、聴奏・聴唱、即興演奏など多様な音楽活動、評価活動が想定されていることがわかる。しかし、ここで示されているのは評価を行うべき音楽活動の場であり、特に演奏と作曲に関しては、どのような能力を評価しようとしているのかが不明瞭である。

(3) 内容

聴取については、①音楽の抜粋や短い楽曲を聞いて価値判断をすること、②簡単なスコアを理解するのに十分な記譜法の知識を習得すること、③スコアなしで音楽に反応すること、④過去から現在までのさまざまな音楽の様式を知り、明らかにすることが内容として記載されている¹⁵。記譜法に関しては、#4、b4を越えない程度の長調、短調を使用し、4声体以内のスコアを用いることが挙げられている¹⁶。

演奏については、志願者が演奏するパートが、アンサンブルの中で二重に演奏されること禁止しているが、アンサンブルの規模については制限が設けられていない。伴奏つきの演奏を2つ行うことで、個人での演奏とアンサンブルでの演奏という2つの要求を満たすことができる。また、初見演奏の課題は、楽器または声楽で演奏することを考えて作るべきであり、楽譜によって提示されなければならないとされている¹⁷。

作曲については、適切な記譜法を用いることとある¹⁸。作曲や編曲は、特定の楽器のために作られるべきであるとされており¹⁹、その例として、独唱、楽器を伴った声楽曲、楽器のアンサンブルが挙げられている²⁰。

音楽活動をとおして、演奏技術の取得と、音楽用語、表現形式、音楽様式への理解が要求されている。特に、記譜法に関する知識および理解は、すべての音楽活動において重視されていることがわかる。

(4) 評価

評価の課題設定では、単に評価を目的としたものではなく、可能なかぎり自然な音楽活動に基づくべきことが評価の原則として示されている²¹。この原則を示したことは、実際的能力を評価に含めるというGCSE試験の性質を反映したものであると言える。

聴取の評価に関しては、前述した聴取の3つの内容を特定化した楽曲の音源を聴きながら行う筆記試験がよいとされており、適切なテスト形式としては、多肢選択、短文、自由文、ショートエッセイ、広範囲にわたる文章が挙げられている²²。幅広く多様な音楽様式から抜粋すること、志願者が個人の聴覚の知覚力、知識、経験を用いて解答できるような問題を出題することが要求されている²³。

演奏の評価に関しては、教師が管理と評価を行い、外部によるモダレーションか、または外部試験官による評価を受けるべきであるとされている²⁴。

作曲の評価に関しては、平常の授業で作曲を行い、教師による評価と外部によるモダレーションを受けるべきであるとされている²⁵。採点されるべき要素として、①多様性 (リズム、持続、テンポ、ピッチ、旋律と和声) ②調和 (様式の一貫性)、③バランス、④形 (音形、アイディアの設計と構成) が挙げられている²⁶。

3つの評価対象の配点は、それぞれ25%以上40%以下と定められている²⁷。

2. 1995年改訂の全国規準

(1) 目標

どのシラバスも、生徒たちに次の機会を提供するべきである。

- ①知識・理解、技能の習得と創作力の訓練を通じて、音楽的な感受性と創造力、聴覚の知覚力を育てる。
- ②我々の文化遺産の豊かさを示す音楽を幅広く学習することを通じて、生徒の文化的発達を促すとともに、演奏者、作曲家、聴衆として音楽への参加を促す。
- ③他者と音楽を作ることや演奏することを通じて、個人的発達と社会的発達を支援する。

(SCAA, CAA, 2. Aims, *CSE regulations and Criteria*, 1995, p.64より訳出)

1985年の全国規準で設けられていた目標は9つと多かったが、この改訂で3つに減少した。第1の目標として、音楽の知識・理解、技能といった音楽活動における基礎・基本の習得が掲げられており、第2の目標では、一側面からではなく多様な立場で音楽に参加できる機会の提供が掲げられている。そして、第3の目標として、音楽活動が生徒たちの発達の場となることが掲げられている。

(2) 内容

どのシラバスも、音楽的な技能、知識、理解の習熟を志願者に要求しなければならない。

- ①(イングランドおよびウェールズのナショナルカリキュラムに記載されている)音楽の要素、さまざまな時代や場所において用いられている楽器と芸術上の慣習。
- ②記譜法。伝統的な譜表記法を含む。
- ③音楽の変革に作曲家と演奏家がどのように寄与してきたのかを含む、音楽の伝統における継続と変化。
- ④多様なジャンルと様式の音楽、さまざまな時期と伝統から選ばれた音楽。

(SCAA, CAA, 4. Syllabus Contents, *CSE regulations and Criteria*, 1995, p.65より訳出)

1992年、ナショナルカリキュラム音楽が導入された。このことによりGCSE試験の対象年齢層以下、キーステージ1からキーステージ3まで²⁸、音楽科教育の教授内容および評価に法的枠組みが設けられた。GCSE音楽の知識・理解はナショナルカリキュラムに基づくものと変化し、1985年の全国規準のような詳細な記述はなくなり、上記のとおり簡潔にまとめられている。

(3) 評価対象

シラバスは、志願者に以下を要求しなければならない。

- AO1: 独奏のパートあるいは独奏部分を演奏することによって、技術のコントロール、表現、適切な解釈を示す。
AO2: それぞれ異なったパートを他者と演奏することによって、あるいはグループを練習させ指揮することによって、技術のコントロール、アンサンブルのセンスを示す。
AO3: 音楽をつくることによって、音楽的アイデアを創造し、発展させる能力を示す。
AO4: 与えられた、あるいは自分で選んだ指示文に合う完成された音楽をつくることによって、音楽の要素と楽器を適切に使用できる能力があることを示す。
AO5: 音楽が作られた背景を関連させて、さまざまな様式と伝統という視点から音楽を特徴づけているものを特定し比較できる能力を示す。
AO6: 音楽を批判的に判断し、音楽的語彙を用いることによって、考えを表現し根拠づける能力を示す。

(SCAA, CAA, 3. Assessment Objectives, *CSE regulations and Criteria*, 1995, p.64より訳出)

1985年の全国規準と比較すると、評価対象は6つにまとめられている。AO1とAO2が演奏、AO3とAO4が作曲、AO5とAO6が聴取・評価に関するものである。各評価対象は、評価すべき項目と評価を行う音楽活動の場が示され、1985年の全国規準よりも具体的なものとなっている。1985年の全国規準と比較して、初見視唱・視唱、聴唱・聴奏、即興演奏が評価に含まれていない。

(4) 評価

6つの評価対象の配点比率については、「おおむね等しい割合で評価されなければならない」²⁹とされている。外部評価と内部評価については、「評価全体の中で最終試験による評価が最低40%なくてはならない」と定められているため、外部評価は40%以上、内部評価は60%以下であり、具体的な割合は各試験委員会の裁量であったと考えられる。

3. 2000年改訂の全国規準

(1) 目標

- 1 生徒の興味・関心を広げ、音楽の質を判断できる能力を発達させるとともに、さまざまな種類の音楽を理解し、評価する機会を与えなければならない。
- 2 以下に挙げるものに必要な知識・理解、技能を身につける機会を与えなければならない。
 - ①個人とグループの両方で演奏する。
 - ②例えば、コミュニティーミュージックに参加するなど、生涯をとおして音楽への興味関心を養う。
 - ③例えば、A レベルまたは AS レベル³⁰、他の関連ある資格試験など、後の学習に進む。音楽関係の職業に従事する。
- 3 批判的・創造的な思考、美的直感、情緒的・文化的な発達を含めて、幅広くライフスキルを高め、特質を発展させる機会を与えなければならない。

(QCA, 2.Aimes, GCSE Subject Criteria for Music, 2000, p.1より訳出)

目標は大きく3つ掲げられている。第1および第2の目標が音楽に関するものである。知識・理解、技能の習得、学校での授業というレベルを超えて音楽を学習する興味や関心をもたせることなどはこれまでの規準と似ている。第3の目標では、音楽の学習をとおして、思考力を高め、発達を促すことに加えて、ライフスキルの習得が目標の1つとして盛り込まれている。

(2) 評価対象

- AO1：演奏技能
技術のコントロール、表現力、解釈、必要な場合にはアンサンブルのセンスをもって、個人のパートを歌唱したり演奏したりすること。
- AO2：作曲技能
与えられた、あるいは選択したテーマに関連させて、音楽的アイデアを創造させ発展させること。
- AO3：評価技能
音楽用語を用いて、音楽を分析し評価すること。

(QCA, 5. Assessment Objectives, GCSE Subject Criteria for Music, 2000, p.2より訳出、一部省略)

2000年改訂の全国規準では、評価対象は6つから3つへと集約されている。各評価対象は技能で構成されている。1995年改訂の全国規準の評価対象は評価項目によって定められていたが、当時のAO1とAO2は演奏技能、AO3とAO4は作曲技能、AO5とAO6は評価技能へとそれぞれ吸収されている。そして、演奏技能では技術のコントロール、表現力、解釈、アンサンブルのセンスが、作曲技能では、音楽的アイデアを創造させ発展させることが、評価技能では音楽用語の使用とそれによって音楽を分析し評価することが下位項目として定められている。

(3) 内容

- シラバスは志願者に、演奏、作曲および評価をとおして、聴覚の知覚力の発達と以下に挙げる音楽の知識・理解の習得を要求しなければならない。
- ①音楽的な要素、仕組み、調および構造
 - ②音楽を作る素材、伝統的手法、過程
音楽を書き留めるための記譜法
 - ③さまざまな意図、用法、音楽的行為の場、特定の時、使用可能な音楽をつくるための素材、文化的環境といった、音楽の作られ方、演奏の仕方、聴き取られ方に変化をもたらす背景

(QCA, 3.Specification Content (1), GCSE Subject Criteria for Music, 2000, p.1より訳出)

習得すべき知識・理解については、第3の音楽の背景に関する説明が具体的になった以外は変化がない。2000年改訂の全国規準で特徴的であるのは、上記の知識・理解を習得する場として学習領域 (Area of Study) が設定されたことである。1つの学習領域はさまざまな時代、文化、音楽的伝統の中から設定され、3つから6つの学習領域をとおして学習を行うこととなった。それぞれの学習領域では、学習すべき知識・理解を特定化し、明確に示されなければならない³¹。また、西洋古典派の伝統を扱う学習領域、2つ以上の音楽文化を扱う学習領域、ICTが音楽に与える影響を理解させる学習領域をそれぞれ1つ以上設定することが義務づけられた³²。

(4) 評価

3つの評価対象の配点比率は、1995年改訂の全国規準と同様におおむね等しいものである³³。最終試験の比重が40%から60%の間という規定³⁴から、最終試験の評価に重きを置くのか、内部評価に重きを置くのかは各試験委員会の裁量に委ねられていたことがわかる。また、学習領域の導入により、各試験委員会のシラバスごとに設定された学習領域をとおして、学習活動と評価活動が行われるようになった。そのため、学習領域と評価活動がどのように関係しているかを定めた項が新たに設けられている³⁵。2000年改訂の全国規準で特徴的であるのは、音楽テクノロジーを使用した場合の評価について、適切な評価のための情報をシラバスに記載するように要求していること³⁶である。このことは、生徒の使用する楽器の多様性に対する処置であると考えられる。また、特別なレッスンを受けていない者でも良いグレードの取得が可能であるよう、評価計画を作成すべきことが新たに加えられている³⁷。評価に関して、学校での学習に基礎を置き、すべての生徒に対し機会の平等を保障しようという姿勢がみられる。

4. 2007年改訂の全国規準

(1) 目標

第5項	幅広く、一貫した、やりがいのあるカリキュラムによって、学習者を鼓舞し、感動と変容を促すべきである。また、批判的・創造的思考、美的感受性、感情の変化の自覚、自信、および自主性を含めて幅広くライフスキルを高め、特質を發展させるべきである。さらなる学習の機会とキャリア選択にあたって、学習者が情報に基づいて意思決定できるように、シラバスは必要な情報を準備しておくべきである。
第6項	シラバスに基づく学習によって、学習者は以下のことが可能にならなければならない。 <ul style="list-style-type: none">・有能で自立した学習者として、また、批判的で反省的に考える人として成長するために、積極的に音楽学習に取り組むこと。・個人とグループで音楽を作る能力を含め、音楽への関心と技能を高めること。・自分自身の音楽と他者の音楽を評価すること。・さまざまな種類の音楽を理解し、正しく評価すること。

(QCA. Aims and learning outcomes, *GCSE Subject Criteria for Music*, 2007, p.3より訳出)

2000年改訂の全国規準まで、「目標」という項であったが、今回の改訂で「目標と学習の結果」という項に変化した。これまでGCSE試験を受験する生徒は志願者(candidate)と表記されていたが、今回の改訂で、目標の項では学習者(learner)という表記に変わった。目標は大きく2つに分けて述べられており、1つ目では音楽という科目を超えて、一般的に身につけるべき能力が示されている。2000年改訂の全国規準と比較すると、音楽の理解や鑑賞力を高めること、生涯をとおして音楽への関心を高めることという記述がなくなった。2000年改訂の全国規準まで、GCSE音楽の目標は、知識・理解、技能の習得、発達などの機会を生徒たちに提供することが定められていた。しかし、今回の改訂では、GCSE音楽の学習による成果として、輩出すべき学習者像が明確に示されている。

(2) 評価対象

AO1: 演奏技能	技術のコントロール、表現力、解釈をもって、演奏あるいは実現化すること
AO2: 作曲技能	技術のコントロールと一貫性をもって、音楽のアイデアを創造し發展させること。
AO3: 聴取・評価技能	音楽用語を用いて音楽を分析し評価すること。

(QCA. Assessment Objectives, *GCSE Subject Criteria for Music*, 2007, p.5より訳出)

評価対象の数は、2000年改訂の全国規準と同様に3つである。目標では個人とグループで音楽をつくる能力が述べられているが、2000年改訂の全国規準と比較して、演奏技能では、「アンサンブルのセンス」という記述がなくなった。作曲技能では、指示文との関連性という要求がなくなり、一貫性が要求されている。AO3は2000年改訂の全国規準では評価技能であったが、2007年改訂の全国規準では聴取・評価技能(listening and appraising skills)と変更されているものの、その定義に変化はない。

(3) 内容

知識・理解、学習領域に関する規定は、2000年改訂の全国規準とほぼ同様であった³⁸。2007年改訂の全国規準では、さらに以下の3項が加えられた。

- | | |
|-----|---|
| 第7項 | GCSE音楽のシラバスの内容は、学習の結果を示さなければならない。 |
| 第8項 | シラバスは文化的な多様性を反映するものであるべきである。 |
| 第9項 | 演奏と再現、作曲、聴取・評価の各技能に関連する能力の発達を志願者に要求しなければならない。 |

(QCA, Aims and learning outcomes, *GCSE Subject Criteria for Music*, 2007, p.3より訳出)

第7項および第9項の規定から、GCSE音楽の受験に向けた学習の中で、学習者とその成果として身につけるべき知識・理解、技能を具体的に記載することが求められている。また、学習者もこれまで以上にそれらの習得が期待されていると考えられる。

(4) 評価

- | | |
|------|---|
| 第16項 | 40%の配点を外部評価に当てなければならない。60%の配点は各シラバスの評価計画の中で規定される。 |
| 第17項 | すべての学習領域は評価されなければならない。2つの学習領域がAO3と他の評価対象によって評価されなければならない。評価計画は、最も高いグレードが、特別なレッスンを受けていない志願者によって到達可能であるということを保障しなければならない。 |
| 第18項 | 演奏活動に関して、音楽的な表現力や技術がどのように評価されるのかを評価計画は定めなければならない。特定の楽器や声楽を評価するため情報が提供されなければならない。 |

(QCA, Scheme of assessment, *GCSE subject criteria for music*, 2007, p.5より訳出、一部省略)

評価に関する項目はかなり簡素化された。外部評価による配点が40%と明確に決められたことが特徴的である。これまで外部評価と内部評価の具体的な割合の決定は、各試験委員会に委ねられていたが、今回の改訂でそれは廃止された。特別なレッスンを受けていない者でもグレード取得が可能な評価計画とするべきであることは、2000年改訂の全国規準から継続されており、すべての生徒に対する機会の平等が重視されていることがわかる。評価に関して、学校での学習に基礎を置き、すべての生徒に対し機会の平等を保障するというには変化がないことがわかる。

IV. GCSE音楽の全国規準の変遷

GCSE音楽の全国規準は、1985年の導入以降これまで3回の改訂が行われた。導入後、第1次改訂までは10年を経ているが、1992年のナショナルカリキュラムの導入後はその改訂と並行して、1995年、2000年、2007年と短い周期で改訂が行われており、改革が進められていることがわかる。

この全国規準は、各試験委員会の作成する試験シラバスや試験問題、評価など試験運営に関する法的枠組みであり、直接的に生徒たちの学習活動や評価に影響を与えるものではない。しかし、イギリスの教育は伝統的に地方分権であり、GCE試験とCSE試験に合わせて多様なカリキュラムとシラバスを有する国であった。GCSE試験の導入以後約20年の間に試行錯誤を重ね、ある一定の目標、教授内容、評価を全国的に共有しようと全国規準を整備してきたことは明らかである。

導入当初のGCSE音楽の評価内容は、知識・理解、技能すべての側面においてかなり豊富な内容を扱っている。しかし、1995年の改訂では、初見視唱・視奏、聴唱・聴奏、即興演奏が削除され、2000年改訂では、グループ練習や指揮が削除された。これは、1985年の全国規準に示されている内容を要求することは多くの生徒にとって負担であり、16歳時年齢層にあるすべての生徒を対象とするGCSEの主旨からも不適であったために内容の削減に至ったと考えられる。2000年改訂以降からは、評価対象は演奏技能、作曲技能、聴取・評価技能の3つが定着しおり、その下位項目にも大きな変化はない。また、この2000年の改訂以後、特別なレッスンを受けていないものでも良いグレードが取得可能であるよう評価を計画すべきことが記されるようになった。このことから、3つの技能に集約された能力はすべての学力層について最低限要求すべきものである。そして、これらの削減に合わせて、要求している知識・理解も最低限身に

つけるべきものへと変化していると考えられる。

全国規準の「目標」の項をみると、1985年の全国基準から2000年改訂の全国規準までの目標は、GCSE音楽の学習を通じて、知識・理解、技能の習得や音楽的、人間的発達の機会を提供するというものであったが、2007年改訂では、具体的な学習成果の提示と目指すべき学習者像の提示へと変化している。評価方法についても、評価対象の配点がおおむね等しいものであるということに変化はないが、2007年の改訂では外部評価と内部評価の割合がそれぞれ40%と60%と明確に定められた。このことから、音楽活動を重視しようとする傾向が見える。そして、目標の記述の変化や評価対象の明確化などから、音楽活動の基礎となる知識・技能、理解の定着が目指されていることがわかる。

これまでGCSE音楽の全国規準は、一定の目標と教授内容・評価内容を提示してきたが、評価方法については厳密に規定を設けてこなかった。GCE・Oレベル、CESという性格を異にする2種類の資格試験を統合したための措置であると推測できるが、このことによって、全国規準の範囲内で各試験委員会は独自性を出すことが可能であった。しかし、今回の改訂からは外部評価と内部評価の割合が明確に定められており、統一の方向に進んでいる。

V. おわりに

本研究では、主にGCSE音楽の全国規準を検討し、その記述からGCSE音楽の変遷を概観した。このことにより、GCSE音楽の法的枠組みのおおまかな流れを見ることはできたが、全国規準の改訂に至った背景や影響を与えた教育思潮などを明らかにすることはできなかった。今後は、QCAなど教育資格に携わる公的機関が出版した資料から、制度上の変化の背景を明らかにするとともに、音楽教育雑誌の記事およびGCSE音楽に関する研究論文をもとに、イギリスにおいてこの制度がどのように受け止められてきたかを明らかにしていく必要があると考える。

【註および引用文献】

- ¹ 本研究ではイングランドおよびウェールズをさす。
- ² Retrieved February 13, 2009, from http://www.qca.org.uk/qua_6210.qsp
- ³ Pitts, Stephanie, *A Century of Changing Music Education: historical perspectives on contemporary practice in British secondary school music*, 2000, pp.129-130.
- ⁴ Ibid., pp.136-137.
- ⁵ この時統合されたのはGCE・Oレベル試験とCSE試験である。GCE・Aレベル試験は大学入学資格として現在も継続されている。
- ⁶ Spencer, Piers, 'GCSE Music: a Survey of Undergraduate Opinion', *British Journal Music Education*, vol.10, 1993, pp.73-84.
- ⁷ 鈴木秀幸「観点別評価－イギリスの教育改革に学ぶ－音楽－」『指導と評価』7月号, 1996, pp.52-56.
- ⁸ 塩原麻理「イギリス中等音楽科教育に関する一考察－キーステージ3からGCSEへ－」『東京学芸大学紀要第5部門』54号, 2002, pp.19-29.
- ⁹ Lamont, Alexandra and Maton Karl, 'Choosing music: exploratory studies into the low uptake of music GCSE', *British Journal Music Education*, vol.25, 3, 2008, pp.267-282.
- ¹⁰ Assessment Objectives. 2000年改訂の全国規準からAOという略が使用されている。本研究では、便宜上略語を2000年以前の評価対象にも使用する。
- ¹¹ DfES, *General Certificate of Secondary Education : The National Criteria General Criteria HMSO*, 1985, p.20.
- ¹² SCAA, CAA, *CSE Regulations and Criteria*, 1995, p.12
- ¹³ グレードA*は、1994年に加えられた。
- ¹⁴ 本研究では、「グレードの記述」の項は取り扱わない。
- ¹⁵ DfES, *General Certificate of Secondary Education : National Criteria Music HMSO*, 1985, p.2.
- ¹⁶ Ibid., p.2.
- ¹⁷ Ibid.

- ¹⁸ Ibid.
- ¹⁹ Ibid.
- ²⁰ Ibid.
- ²¹ Ibid.
- ²² Ibid.
- ²³ Ibid.
- ²⁴ Ibid., p.3.
- ²⁵ Ibid.
- ²⁶ Ibid., p.4.
- ²⁷ Ibid.
- ²⁸ イギリスでは、義務教育段階を4つのキーステージに分けている。キーステージ1は5歳から7歳、キーステージ2は7歳から11歳、キーステージ3は11歳から14歳、キーステージ4は14歳から16歳である。音楽科の場合、キーステージ1からキーステージ3まで、ナショナルカリキュラムに学習内容、到達度などが定められている。
- ²⁹ SCAA, CAA, 3. Assessment Objectives, *CSE regulations and Criteria*, 1995, p.65.
- ³⁰ 中等教育修了時に受験するGCE試験のAdvance LevelとAdvanced Subsidiary Levelのこと。
- ³¹ QCA, 3.SPECIFICATION CONTENT (2) *GCSE Subject Criteria for Music*, p.2.
- ³² Ibid., p.3
- ³³ Ibid.
- ³⁴ Ibid., p.2
- ³⁵ Ibid.
- ³⁶ Ibid.
- ³⁷ Ibid.
- ³⁸ Ibid.

【参考文献】

- Department for Education and Science, *General Certificate of Secondary Education :The National Criteria General Criteria*, Her Majesty's Stationery Office, 1985.
- Department for Education and Science, *General Certificate of Secondary Education :The National Criteria Music*, Her Majesty's Stationery Office, 1985.
- 飯田直弘「イギリスにおけるGCSE試験制度の成立過程に関する一考察」『国際教育文化研究』5号, 2005, pp.105-116。
- 木村浩『イギリスの教育課程改革—その軌跡と課題—』東進堂, 2006。
- Lamont, Alexandra and Maton Karl, 'Choosing music: exploratory studies into the low uptake of music GCSE', *British Journal Music Education*, vol.25, 3, 2008, pp.267-282.
- Pitts, Stephanie, *A Century of Changing Music Education: historical perspectives on contemporary practice in British secondary school music*, 2000.
- Qualification and Curriculum Authority, *GCSE subject criteria for music*, 2000.
- Qualification and Curriculum Authority, *GCSE subject criteria for music*, 2007.
- School Curriculum and Assessment Authority, Curriculum and Assessment Authority for Wales, *GCSE regulations and criteria*, 1995.
- 篠原康正「イギリス」『諸外国の初等中等教育』財務省印刷局, 2002, pp.40-62。
- Spencer, Piers, 'GCSE Music: a Survey of Undergraduate Opinion', *British Journal Music Education*, vol.10, 1993, pp.73-84.
- 鈴木秀幸「観点別評価—イギリスの教育改革に学ぶ—GCSEにおける評価の統一—」『指導と評価』2月号, 1996, pp.40-44。
- 鈴木秀幸「観点別評価—イギリスの教育改革に学ぶ—音楽—」『指導と評価』7月号, 1996, pp.52-56。

- ・塩原麻理「イギリス中等音楽科教育に関する一考察－キーステージ 3 から GCSE へ－」『東京学芸大学紀要第 5 部門』54 号, 2002, pp.19-29。

【参考 web 資料】

Qualification and Curriculum Authority <http://www.qca.org.uk>